

【お知らせ】 法律相談を始めます！

兵庫県理学療法士会に顧問弁護士を配置 初回相談無料

兵庫県理学療法士会は、会員の福利厚生の上昇を目的として、本年4月から、顧問弁護士を配置することになりました。

顧問弁護士：恒川洋美法律事務所 弁護士 恒川洋美 先生

(顧問となる弁護士の経歴・職歴は同弁護士のホームページをご参照ください。
<http://lawyer-tsunekawa.jp/>)

《相談の内容》

上記顧問弁護士の専門分野である家事事件(家族・親族同士の間での法的紛争、および一般民事事件(一般市民と一般市民との間の法的紛争))を中心とします。

○家事事件の具体例：離婚・財産分与・慰謝料・親権・養育費・面会交流、相続財産分割・遺言書など

○一般民事事件の具体例：金銭に関する紛争、不動産(土地・建物)の売買・賃借に関する紛争、不法行為にもとづく損害賠償に関する紛争など

○刑事事件：捜査機関から被疑者・被告人とされた人と、その人を被疑者・被告人とした捜査機関との間の有罪・無罪をめぐる法的紛争

《相談料》 初回相談無料 (当会会員が当事者である場合)

(相談の結果、法律相談にわたらず人生相談に分類される場合も無料)

*相談の結果、法的文書の起案作成、法的手続きの起動手など、弁護士による行動が必要不可欠な場合で、正式に法的紛争の処理を委任した場合には規定の料金(着手金・成功報酬)が発生します。

《恒川弁護士からのメッセージとアドバイス》

「法的紛争に関連して、気をつけていただきたいこと」

- ① 法的紛争にまきこまれる経験は、長い人生の中で、それほど多くはありません。そのため、だれもが、先入観(思い込み)にもとづいて対応しがちですが、弁護士の目からみて、これほど危険なことはありません。
- ② 最近では、インターネットの普及により、法律に関する情報が簡単に手に入るようになりましたが、これも先入観(思い込み)に基づいて対応したのでは、「生兵法はケガのもと」です。むしろ、法律実務経験が豊富な弁護士とともに、そのような情報を、冷静に分析することこそ、正しい解決

への第1歩です。

- ③ 多くの方にとって、現在、かかえている問題が、そもそも法的な問題で、弁護士に相談するのが適当な問題かどうか？さえ、判断がむづかしいのではないのでしょうか？

当会の顧問弁護士は法律相談と人生相談のボーダー（境目）にあるご相談にも応じる予定です。いちおう人生相談に分類されるご相談でも、さらにどのような条件が付け加わると、法律相談にふさわしい問題となるかもアドバイスさせていただく予定です。

「相談料に関して」

一般に、弁護士の料金は高いと思われる傾向がありますが、これも「法的紛争にまきこまれる経験は長い人生の中で、それほど多く無いこと」から見て、あやまった先入観にもとづく悪しきイメージと言わざるを得ません。

「法テラス」（正式名称「日本司法支援センター」）のご利用を、積極的におすすめしております。

「法テラス」とは、国によって設立された期間で、弁護士料の立て替え・分割払いによる償還などを、職務とする機関です。

「法テラス」の利用には、資力・収入の要件を満たす必要がありますが、資力・収入の要件を満たさず「法テラス」を利用できない場合にも、兵庫県理学療法士会会員であるかぎり、「弁護士料金の分割払い」を検討させていただく予定ですので、ご遠慮なく、お気軽に御相談ください。

《問合せ先》

一般社団法人兵庫県理学療法士会 事務局 TEL078-367-7311